

2025 年度奨学生募集要項

公益財団法人 高井法博奨学会

理事長 高井 法博

1、奨学生の応募資格

以下の(1)~(5)の要件をすべて満たす方とします。

- (1) 2025 年度に国内の 4 年制大学に進学される方
- (2) 保護者の住所が岐阜県内にある方
- (3) 経済的理由により大学への修学が困難な方
- (4) 向学心に富み、品行方正で、学業に優れ、かつ健康である方
- (5) 将来、国や社会の発展に貢献できる人材になる志のある方

2、奨学金

- (1) 給付額 年額 600,000 円 (月額 50,000 円×12 ヶ月)
- (2) 給付期間 4 年間(正規の最短就学期間)
- (3) 奨学金の返還 不要
- (4) 他の奨学金との重複受給 可

3、採用予定人数

2025 年度 3 名を採用予定

※今後、毎年 3 名を採用予定

4、応募期間

2024 年 10 月 15 日(火)~12 月 5 日(木)(提出書類必着)

5、応募方法

(1) 奨学生応募者は、下記の書類をすべて揃えて、当財団事務局宛てに提出してください。

- 1) 奨学金願書 1 通(様式 1・全 2 枚)
- 2) 住民票 1 通
※マイナンバーの記載のないもので、発行後 3 ヶ月以内のもの
- 3) 奨学生推薦書(在学高等学校にて作成の上、厳封のこと) 1 通(様式 2)
- 4) 成績証明書の写し(在学高等学校にて作成の上、厳封のこと) 1 通
- 5) 所得証明書(同居家族の所得者全員) 各 1 通
※同居家族の所得者全員分の資料を提出してください。
※所得証明書は収入の記載されたものを提出してください。
- 6) 学校での健康診断書の写し 1 通

7) 作文 1通(様式3・全2枚)

※「奨学金を受けて勉強し、私は将来どのような方向に進み、どのような人間になろうとしているのかについて」というテーマで、400字詰め所定原稿用紙2枚分、出願者本人の自筆(黒の万年筆又はボールペンを使用)で記載して下さい。

また、自己のPR(自己の経験、努力してきたこと、活動歴(部活や生徒会活動など)、資格や皆勤賞など、新聞・雑誌・校内報等の記事や賞状、資格証、写真などの資料があれば、別紙にて、A4片面1枚以内でコピー(縮小可)をして貼り付け)それぞれに説明文を付記して下さい。

8) 選考結果通知用(返信用)封筒 1通

※定型封筒(長型3号または4号サイズ)に、宛名として応募者本人の住所、氏名を記入し、110円(10月から値上げ)切手を貼付の上、同封して下さい。

※1)、3)、7)については、当財団指定用紙使用のこと。

- (2) 応募関係書類(添付資料を含む)は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (3) 個人情報について、当財団は当財団の個人情報保護方針に基づき厳正に管理します。
なお、選考結果について出身高等学校から問合せがあった場合、本人に連絡することなく回答いたしますので、ご承知おきください。

6、奨学金給付の停止及び取消

以下の場合、奨学金の給付を停止又は取消することがあります。

- (1) 採用決定後、大学に進学しなかった場合
- (2) 偽りの申請その他の不正な手段によって支給を受けたことが明らかになった場合
- (3) 奨学生の義務を果たさなかった場合
- (4) その他、奨学生としての資格を失う事由が発生した場合

7、奨学生の義務

以下の義務を果たさない場合は、奨学金支給を停止することがあります。

(1) 定期報告

年1回、毎年4月末までに以下の書類を、奨学会事務局まで郵送にて提出して下さい。

- 1) 生活状況報告書
- 2) 在学証明書
- 3) 学業成績報告書
- 4) 進路報告書(卒業時)

(2) 報告会への参加

年一回、理事長講話と奨学金受給者の近況報告をして頂く報告会に参加して下さい。

※報告会に関する諸経費は、財団が負担します。

(3) 変更の届出

休学、退学、留年など学生の身分などに変更があった場合や、住所変更、その他既に届け出た書類の記載事項に変更を生じたときは、その都度、奨学会事務局まで届け出て下さい。

8、選考・採用通知等について

学業成績・家計状況・作文・課外活動などを総合的に評価し、書類にて第1次選考をおこないます。第1次選考通過者を対象に、税理士法人 TACT 高井法博会計事務所(本社)にて 12月21日(土)に第2次選考面接を行う予定です。第1次選考通過者には12月19日(木)の午後に選考結果及び第2次選考の時間等の詳細を電話にて連絡します。面接を欠席されますと、失格となりますのでご注意ください。

採用・不採用の決定通知は、翌年1月下旬から2月上旬に、高等学校長及び本人に連絡します。選考の審議内容等は非公開とします。

9、奨学金の支給方法・手続

採用決定者に別途連絡します。

10、その他

その他、不明な点は、下記までお問合せ下さい。

(1) 郵便物等の宛先

〒502-0802 岐阜県岐阜市打越 546 番地の 2

公益財団法人 高井法博奨学会 事務局

(2) 問合せ先

公益財団法人 高井法博奨学会 事務局(税理士法人 TACT 高井法博会計事務所内)

電話 058-233-3333

FAX 058-233-6776

担当 たかい 高井 まき 真希、やまだ 山田 あみお 文男

以上